

造園関連業務委託における積算基準及び諸経費率（独自経費）の公表について （R6.4.1）

太田市で発注している造園関連業務委託における積算基準及び諸経費率（独自経費）を、次のとおり公表します。

積算担当課：【花と緑の課】

経費採用案件例：『太田第1区域街路樹維持管理業務委託』などの「花と緑の課」所管業務委託
『新田保健センター駐車場・わんぱく広場樹木管理業務委託』などの公共施設の樹木管理業務委託

共通仮設費率 … 12.31%

現場管理費率 … 10.81%

一般管理費等率 … 9.00%

また、必要に応じて安全費として交通誘導警備員を計上する。

※財団法人経済調査会発行の「改訂4版 公園・緑地の維持管理と積算」を根拠に積算を行う。

積算担当課：【市街地整備課】

経費採用案件例：『令和6年度土地区画整理事業区域内除草業務委託』所管業務委託

花と緑の課：積算基準（樹木管理業務等に係る諸経費率）を準用する

共通仮設費率 … 12.31%

現場管理費率 … 10.81%

一般管理費等率 … 9.00%

また、必要に応じて安全費として交通誘導警備員を計上する。

積算担当課:【農業政策課】

<森林獣害対策事業・除伐・刈払い・竹林整備・林内作業積算諸経費>

経費採用案件例:『菅塩町竹林整備業務委託』

1 群馬県森林環境部の「単独治山事業(保安林リフレッシュ)の取り扱いについて」に則り、共通仮設費については、「令和5年版治山林道必携(積算・施工編)」の定める率の2分の1とする。

1) 共通仮設費率について(令和5年版治山林道必携より)

対象額=直接工事費

対象額 600万円以下 … 5.4 %

対象額 600万円を超え 10億円以下 … $24.0 \times \text{対象額}^{-0.0956}$ %

ただし、農業政策課としては、上記の率の2分の1とするため、以下のとおりとする。

対象額 600万円以下 … 2.7 %

対象額 600万円を超え 10億円以下 … $12.0 \times \text{対象額}^{-0.0956}$ %

2 現場管理費及び一般管理費については「令和5年版治山林道必携(積算・施工編)」のとおりとする。

1) 現場管理費について(令和5年版治山林道必携より)

純工事費=対象額+共通仮設費

純工事費 700万円以下 … 42.63 %

純工事費 700万円を超え 10億円以下 … $387.3 \times \text{純工事費}^{-0.1400}$ %

2) 一般管理費について(令和5年版治山林道必携より)

工事原価=純工事費+現場管理費

工事原価 500万円以下 … 23.57 %

工事原価 500万円を超え 30億円以下 … $-4.97802 \times \log \text{工事原価} + 56.92101$ %

3 上記1, 2の経費について農業政策課独自経費として積算を行う。

<森林獣害対策事業 除草・樹木剪定・樹木伐採積算諸経費>

経費採用案件例:『新田防風林危険木伐倒業務委託』『滝之入・生品山林整備業務委託』など

1 行政事業部花と緑の課の取り扱いに則り、経費率を以下のとおり定める。

1) 共通仮設費計上率については(12.31%)とする。

2) 現場管理費計上率については(10.81%)とする。

3) 一般管理費計上率については(9.00%)とする。

2 ただし、一般管理費区分については、次のとおりとする。

1) 当初設計金額が税込 300万円(税抜額 273万円)未満の場合 … 前払金 0%から 5%以下

2) 当初設計金額が税込 300万円(税抜額 273万円)以上の場合 … 前払金 25%を超え 35%以下

3 上記の経費について農業政策課独自経費として積算を行うこととする。

積算担当課:【道路保全課】

経費採用案件例:『太田市内除草(第1区域)業務委託』など

1 積算歩掛について

群馬県県土整備部発行の「積算基準及び標準歩掛」の最新版を使用する。

なお、これによりがたいときは、見積等の方法とする。

2 積算単価について

群馬県県土整備局発行の「基礎単価表」の最新版を使用する。

なお、これによりがたいときは、見積等の方法とする。

3 適用範囲について

道路保全課で発注する除草及び樹木管理の委託業務に適用する。

なお、除草を「調整池」と「道路」に区分する。

【区分理由】

- ・調整池はハンドガイド式で除草可能であるが、道路上には附属施設(ガードレール、標識、電柱等)があり、肩掛式の除草機械に特定されてしまう。
- ・道路除草では、交通車輛に対する飛び石防護、空き缶等の障害物除去が必要。
- ・道路上では、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。(群馬県建設工事必携より抜粋)

※調整池の除草は、面的整備であるが、道路上の除草は線的整備である。調整池と道路上では、工法が全く異なるうえ、交通車輛に対する安全措置、施工後の出来形確認など大きな違いがある。

4 諸経費率について

① 除草(調整池)及び樹木管理について

※花と緑の課:積算基準(樹木管理業務等に係る諸経費率)を準用する。

- ・共通仮設費率 12.31%
- ・現場管理費率 10.81%
- ・一般管理費等率 9.00%

② 除草(道路)について(独自経費)

【独自経費】

- ・共通仮設費率 15.00%
- ・現場管理費率 30.00%

※独自経費の説明

① 共通仮設費率 15.00%に設定

安全費について、施工区域が国県道に比べ一般交通の影響を受けない地方部の歩道が多く、交通指導員の配置は直接工事費に別途計上している。そのほか、機材の小運搬費や技術管理費の計上は必要であるが、準備費、事業損失防止施設費、役務費、営繕費等、他工事と比較した場合、ほとんど算定に係る対象項目が少ないため、標準歩掛から減額した率を経費率とする。

② 現場管理費率 30.00%に設定

現場労働者に係る労務管理費、安全訓練費用、租税公課、保険料、従業員給料や法定福利費等は算定項目として必要であるが、現場事務所を設置して施工することはなく、それに伴う動力・用水光熱費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費等の項目は他工事と比較した場合、ほとんどないため、標準歩掛から減額した率を経費率とする。